

給実甲第 1 2 7 6 号

令和 2 年 6 月 1 7 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 5 7 6 号の一部改正について（通知）

給実甲第 5 7 6 号（給与簿等の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 6 月 1 7 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 9 給与簿様式等の特例等 1～4 （略） 5 給与簿の記入に当たって誤記をした場合には、その部分に二線を引き、 <u>誤記の訂正をした者を確認することができるように</u> するものとする。	第 9 給与簿様式等の特例等 1～4 （略） 5 給与簿の記入に当たって誤記をした場合には、その部分に二線を引き、 <u>誤記した者が押印するものとする。</u>

以 上